

所管課	総合政策部人事課										
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策						
	第5章 自律協働都市		04 行財政運営		03 行政資源を有効に活用する						
事業：人事管理事業										整理番号	0398
目的	業務の円滑な運営を行い、組織の活性化を図る。										
目標	職員（非常勤嘱託員・アルバイト職員含む）の採用、昇任、異動、退職等の業務を適切に行う。										
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）		22,714	コスト情報・評価	総コスト（千円）		43,681	総合評価 B	妥当性	A	
	財源内訳	一般財源	22,714		内訳	事業費	22,714		効率性	A	
		国府支出金	0			人件費	20,967		有効性	B	
		地方債	0			公債費	0	業務の円滑な運営を行い、組織の活性化を図るため、職員（非常勤嘱託員・アルバイト職員含む）の採用、昇任、異動、退職等の業務を適切に実施した。			
		その他特定財源	0			一人あたり（円）	391				
						世帯あたり（円）	924				
	評価理由										
貢献度	施策に対する事業貢献度	A		根拠	職員（非常勤嘱託員・アルバイト職員含む）の採用、昇任、異動、退職等の業務を適切に実施することで、業務の円滑な運営を図るとともに、組織の活性化を図ったため。						
今後の方向性	引き続き職員（非常勤嘱託員・アルバイト職員含む）の採用、昇任、異動、退職等の業務を適切に行う。										

事業 優先順位		1	細事業:嘱託・アルバイト任用事業				整理 番号		01		
目 的		業務内容に応じ、嘱託・アルバイトの活用を行うことにより、効率的な行財政運営を図る。									
目 標		業務内容に応じた嘱託・アルバイトの任用を、適切に行う。									
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	地方公務員法第3条第3項第3号、同法第22条第5項					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・ 従事 職員 数			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)		16,637	19,439	-2,802		総コスト (千円)		22,737	25,787	-3,050
	財 源 内 訳	一般財源	16,637	19,439	-2,802		内 訳	事業費	16,637	19,439	-2,802
		国府支出金	0	0	0			人件費	6,100	6,348	-248
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり (円)	204	228	-24
			0					世帯あたり (円)	481	547	-66
			0					職員数 (人)	0.80	0.80	0.00
			0				参考	再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00
	今後の方向性		今後とも業務内容に応じた嘱託、アルバイトの任用を適切に行う。								
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	嘱託・アルバイト約800人						
	A	A	B								

事業：人事管理事業

平成２５年度においては、前年度に引き続き、職員の勤務条件の維持向上、研修及び福利厚生の実施を図るとともに、職員の意向を把握する自己申告制度の活用や職務経験などを考慮した適材適所の職員配置を行った。また、平成２４年度に引き続き、全職員を対象に人事評価を実施し、人材育成や昇任試験等に活用することで、職員のやる気を高め、能力を発揮させるよう努めたほか、課長級以上の職員を対象に人事評価の結果を勤勉手当に反映できるよう制度を改め、実績を上げ、能力を発揮した職員の努力に報い、さらなるやる気を喚起するように努めた。

また、服務規律及び綱紀を厳正に保持するよう通達・指導を行うなど、適正な人事管理の運営に努めた。

細事業：嘱託・アルバイト任用事業

平成２５年度においては、前年度に引き続き、事務事業の執行上、高度な知識、経験及び特別な資格などを必要とする業務や、正職員でなくても対応可能な業務については、アウトソーシング等指針に基づき、非常勤嘱託員や臨時的任用職員（アルバイト職員）の活用を推進することにより、定員（職員数）の適正化に努めた。

職員が産前・産後休暇の取得や育児休業の請求、あるいは疾病による休職を命ぜられるなどの理由により長期の不在となった際に、不在職員の業務を他の職員で補いながら、正職員でなくても担えるものについては臨時的任用職員（アルバイト職員）を活用することにより、業務を円滑に進めるよう努めた。

また、他の所属において生じた突発的な事務への対応や、時間外勤務の多い職員の健康管理の観点から、ワークシェアリングとして、上記と同様に正職員でなくても担える事務については臨時的任用職員を任用することにより、正職員の時間外勤務の抑制・減少に努めた。

＜人事課予算による臨時的任用職員の任用件数等＞

	長期の不在による任用	ワークシェアリング
対象職員（事案）数	16	6
任用者数	23	10